

電子見積合わせに係る諸条件

1 対象案件

- (1) 件 名 汚泥処分委託（単価契約）
- (2) 履行場所 越谷市内
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 見積手続き等の方法

この案件は、資料の提出及び見積合わせを埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象案件となります。

この注意事項に定める以外は「越谷市公共工事等電子入札運用基準」を準用することとします。

このほか、越谷市契約規則等を遵守するとともに、設計図書等熟知の上、見積合わせに参加してください。

3 見積合わせ執行に関する事項

(1) 見積書提出期間

令和8年2月16日（月）13時00分～令和8年2月20日（金）17時00分

(2) 開封日時

令和8年2月24日（火）9時00分

(3) 設計図書等の閲覧

入札情報公開システムにおいて公開する。

(4) 質疑回答

質疑がある場合は、システムにより提出してください。

なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないでください。

質疑があった場合は、その回答をシステムにより公開します。また、質疑に対する回答はすべての参加者が閲覧できるようにします。

質疑期限：令和8年2月13日（金）正午まで（システム休止時間を除く。）

質疑回答：令和8年2月16日（月）正午までに回答する。

(5) 提出書類

見積参加者は、発注者が様式を指定した単価表を、システムによる見積書提出の際に内訳書として添付してください。

また、落札候補者となった者は、連絡を受けた日の翌日までに、資格審査書類として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理業の許可証（写し）を越谷市役所総務部契約課（keiyaku@city.koshigaya.lg.jp）へメールで提出してください。

(6) 再度見積合わせ

無し

ただし、予定価格を超える場合、予定価格以下に収まるよう交渉する必要があります。

この交渉は、低い見積金額を提出した方から順に交渉するものとします。

交渉し見積金額が変わる場合は、紙媒体で見積書の再提出が必要となります。

(7) 注意事項

- ア 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって決定価格とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、実際に市から支払ってほしい金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力してください。
- なお、支払いについては、契約単価に納入数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算してお支払いいたします。
- イ 見積書提出期間内に見積書が提出されない場合は、失格とします。
- ウ 決定となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、システムの電子くじにより契約の相手方を決定します。
- エ 契約の相手方として決定した者には、口頭により通知するものとし、決定者以外には通知はいたしません。
- オ 提出された見積書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできません。

4 契約の特定条件

(1) 契約保証金

契約金額の100分の110の金額に予定発注数量を乗じた金額の100分の10以上
(ただし、越谷市契約規則第32条各号のいずれかに該当するときは免除とします。)

(2) 支払い条件

完了払(毎月払)

5 その他

- (1) 見積を希望しない場合には、参加しないことができます。見積書提出期限内にシステムにより辞退してください。
- (2) 過去1年間に贈賄などの不正行為により逮捕等され又は本市内で事故等を起こし、かつ、市に通報していない場合は、見積書提出期限日の2日前までに申し出てください。
- (3) 談合等の不正行為が発覚した場合、違約金として、最低でも各単価に基づき購入した金額の合計の20%を損害賠償額として徴収します。

6 問い合わせ

見積内容：越谷市役所総務部契約課

工事内容：越谷市役所建設部維持管理課